

2 社会科

言語活動を通して育む、公民的分野における社会的思考力・判断力・表現力

～社会的事象を多面的・多角的に思考し、公正に判断し行動につなげていく生徒の育成のために～

上田 真也

本論の要旨

本校社会科では、様々な視点から社会的事象をとらえさせ、生徒自らが思考し、正しい価値観を形成した上で、公正な判断のもとに、よりよい社会の創造に向けた行動につなげていくことを目標とし、「社会的事象を多面的・多角的に思考し、公正に判断し行動につなげていく生徒の育成」を研究主題に掲げている。これまでの研究・実践においても様々な学習場面を設定し、多面的・多角的に思考する力や公正に判断する力を養い、実社会において生徒自身が何らかの形で行動がとれることを意図して研究に取り組んできた。

また、新学習指導要領が完全実施となり、これまで地理的分野および歴史的分野における研究を進めてきた流れから、本年度は中学校社会科の集大成となる公民的分野における研究に主眼を置き、これまで同様、言語活動の充実を図ることを通して、社会科（公民的分野）が求める力（社会的思考力・判断力・表現力）を育む教育研究を行った。

キーワード 社会的思考力・判断力・表現力、対立と合意、効率と公正、持続可能な社会

1. 研究テーマによせて

(1) はじめに

新学習指導要領が完全実施となり3年目となった今、授業における重要なキーワードとして「言語活動」を意識した授業実践は浸透しつつある。新学習指導要領実施後の社会科実践では、特に「言語活動」の充実を図ることを通して、社会科が求める力のひとつ、「社会的思考力・判断力・表現力」を高める授業実践を展開してきた。昨年度は、歴史的分野に主眼を置き、言語活動の充実を図ることを通して、社会科（歴史的分野）が求める力「社会的思考力・判断力・表現力」を育む取り組みを実施した。また、本校の研究主題であった『思考と表現をつなぐ「判断」のありように着目した学習指導研究』とのつながりから、思考ツールなどを活用し協同的に学び合う過程を重視した上で、とりわけ「判断力」を育む手立てを講じた。

本年度は、公民的分野における「社会的思考力・判断力・表現力」を、本校の研究で着目している「判断」に重きを置きながら、また、学習指導要領における公民的分野の概要として示される以下の3点のうち、特に①と③を意識しながら育みたいと考える。

- ① 現代社会についての見方や考え方の基礎を養う
- ② 社会の変化に対応した法や金融などに関する学習の重視
- ③ 課題の探求を通して社会の形成に参画する態度の育成

特に、①については、社会をとらえる概念的枠組を

形成するためにも、公民的分野における重要なキーワードである「対立と合意」、「効率と公正」を意識し、現代社会をとらえる見方や考え方の基礎を養いたい。

さらに、③については「持続可能な社会」を形成するという観点から課題を探究し、自分の考えをまとめさせ、社会の形成に主体的に参画する態度を養いたい。いずれも言語活動の充実を図ることが求められることは言うまでもない。

もちろん、昨年と同様に本校がこれまで大切にしてきた社会科学学習として、社会に対する関心を深めて、他者との関わりを通し、共に生きる姿勢や態度を育成する学びを深めるという視点から、課題解決に向けた生徒同士（座席近隣同士による簡単な交流や4人グループでの活動）による交流、生徒と教師（教師による机間支援やプリント点検、個別の意見発表）による交流、さらに学校外の人材や家庭（新聞の切り抜きや家族へのインタビューなど）との交流など、地域社会の関わりの中で学習することを重視する。同時に、言語活動の充実を図る活動（具体的には4人グループによる班活動や思考を

可視化する思考ツ



【授業づくりで意識する三要素】

ールの使用など)を通して、生徒たちが様々な立場や思いの人々との関わりをもち、共通点や相違点を認めることで、相互理解や協調を重視した社会の創造につなげたい。特に本年度は、学校外の人材活用として以下の取り組みを実施することができた。

○租税教室(7月実施)

- ・講師:税理士
- ・内容:「わたしたちの生活と税」

○独占禁止法教室(11月実施)

- ・講師:公正取引委員会職員
- ・内容:「市場経済と独占禁止法の役割」

○弁護士による出張授業(11月実施)

- ・講師:滋賀弁護士会所属弁護士
- ・内容:「消費者・ネット問題~契約について~」

(2) 研究分野について

本年度は、担当学年が第3学年である。また、同学年は1年時より継続して担当している学年である。このことから、本論の要旨で触れたように、中学校社会科の集大成となる公民的分野を研究分野とした。

2. 研究仮説

公民的分野において、現代社会における諸課題を取り上げ、課題の現状を把握し、関係資料から読み取ったことをもとに、自分なりに解釈・吟味したりする場面を設定し、価値判断する場面を想定した上で自分の意見を持たせる授業づくりをすれば、社会科(公民的分野)が求める力(社会的思考力・判断力・表現力)を育むことができるであろう。

3. 研究方法

社会科(公民的分野)が求める力を育むために、現代社会における諸課題を取り上げ、言語活動やグループ活動、生徒の多面的・多角的な思考を促す活動などのあり方を模索しながら、授業づくりを行う。特に、生徒自身が「判断」しなければならない場面を設定したり、判断した根拠や判断理由を問うたりする場面を設定する。

4. 授業実践【本校研究発表協議会公開授業】

(平成26年8月30日・第3学年)

(1) 主題(単元, 題材)

人間の尊重と日本国憲法~人権と共生社会~

(2) 主題によせて(単元設定の理由, 題材観)

本単元『人権と共生社会』は、学習指導要領・公民的分野における大項目(3)「私たちと政治」の二つの中項目の一つ、ア「人間の尊重と日本国憲法の基本原則」の中の三節のうちの一節として取りあげている。特に、日本国憲法に関しては、これまでの学習で、その成立過

程については歴史的分野の時間において扱い、我が国における最高法規であること、また、日本国憲法の基本原理については、前単元までの公民的分野の時間において扱ってきた。そうした流れや日本国憲法の持つ意義をふまえ、本単元では、人間の尊重についての考え方を、基本的人権を中心に深めさせ、法の意義を理解させたい。そして、人間が生まれながらにもっている基本的人権が、すべての人々に対し権利として保障され、個人の尊重と法の下での平等の上に成り立つものであることの理解を深めさせたい。

生徒たちは、歴史的分野における近現代の学習で、さきの大戦について「戦前」・「戦中」・「戦後」と、その時代の流れを学んできた。特に、「戦後」においては、GHQ(連合国軍総司令部)による民主化政策の一つとして民主憲法の成立が重要視されていたことをふまえ、日本国にとり初めての民主的な憲法である日本国憲法が誕生したと受け止めている。しかし、その基本理念や内容までは把握できておらず、私たちの日常生活とのつながりなども意識できていない。前単元では、公民的分野の学習であることをふまえながら、公布当時の人々の思いや今なお、一度も改正されずに日本国の最高法規として存在し続けているこの憲法の現代社会における存在意義および基本的な考え方を、昨今議論され注目されつつある「憲法改正」や「自衛隊と日本の防衛」といった現代社会の諸課題を取り上げながら捉えさせてきた。よって、本単元も時流にあった社会的事象をできるだけ多く取りあげ、基本的人権の尊重とは何か、さらに、日本国憲法の基本原理としてその権利をいかに保障していくべきかに着目させたい。

本単元における主眼は、人権である。このことから人権に関する基本的概要を捉えることはもちろん、その基本理念や人権を保障することによって目指されるべき社会の方向性などとも関連させて、現代社会に生きる私たちが人権をどう捉え、人権保障をどう実現していくのかを、いくつかの社会的事例等をもとにしながら、実感の伴う形で捉えさせ、決して他人事ではなく自分事として人権に向き合ってもらいたいと考える。そのためにも、身近なメディアとして新聞や教科書・資料集等の各種資料、生徒間同士の意見交流、自分なりに熟考した上での意見・考え・判断を大切に授業を展開し、人権をより多面的・多角的に捉える力を養いたい。そして、人権保障の先にある、共生社会の実現に真摯に向き合える公民的資質を育てたい。

(3) 学習目標

人権の尊重について、基本的人権を中心に深めさせ、法の意義を理解させるとともに、日本国憲法の基本原理である基本的人権の尊重について多面的・多角的に捉え、人権のあるべき姿や人権保障を追究する態度を養う。

(4) 単元の評価規準

社会的事象への 関心・意欲・態度	社会的な思考・判断・表現	資料活用の技能	社会的事象についての 知識・理解
①基本的人権を中心とした人間の尊重についての考え方や、日本国憲法をはじめとした法に対する関心が高まっている。	②基本的人権の尊重を中心とした人間の尊重についての考え方や、日本国憲法をはじめとした法との関連から課題を見だし、対立と合意、効率と公正などの視点から多面的・多角的に考察し、その過程や結果を適切に表現している。	③基本的人権の尊重についての考え方や日本国憲法をはじめとした法に関する資料を新聞等様々な情報手段を活用して収集している。	④基本的人権の尊重の理念は、現代社会の生活における人間の生き方の指針となると考えられることについて、憲法条文の内容とともに理解し、その知識を身に付けている。

(5) 指導と評価の計画(全5時間)・・・本時 2/5

時	■学習課題／□学習のまとめ ・学習内容	ねらい	関	思	技	知	評価規準(評価方法)
1	<p>■基本的人権の尊重とは、どのようなことか考えよう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的人権と個人の尊重 <p>□個人の尊重の原理に基づき、誰もが持っている基本的人権(平等権・自由権・社会権・参政権など)は保障されている。</p>	誰もが持っている基本的人権を保障するということが、どのようなことか理解させる。	◎			◎	人権に対する興味・関心を高め、基本的人権について知り、基本的人権を保障するということがどのようなことか理解している。(ノート等の記述内容・テスト)
2	<p>■差別を解消するには、何が必要か考えよう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平等権と共生社会 <p>□差別の現状を知り、差別からの解放や差別撤廃に向けた共生社会を目指す。</p>	差別の現状や平等について考え、共生社会に向けて何が必要か、自分の意見を持たせる。		◎	◎		平等とは何かを問い、差別を解消するには、何が必要か考えようとしている。(ノート等の記述内容・テスト)
3	<p>■日本国憲法が定める自由権について、どのようなものがあるか理解しよう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自由権 <p>□日本国憲法が保障する自由権には、精神の自由、身体の自由、経済活動の自由がある。</p>	近代における人権保障の中心である自由権について、日本国憲法に基づいて理解させる。		◎		◎	自由について考えを深め、日本国憲法が保障する自由権について理解している。(ノート等の記述内容・テスト)
4	<p>■日本国憲法が定める社会権について、どのようなものがあるか理解しよう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会権 <p>□日本国憲法が保障する社会権には、生存権、教育を受ける権利、勤労の権利、労働基本権がある。</p>	人間らしく生きるために生活の基礎を保障する社会権について、日本国憲法に基づいて理解させる。		◎		◎	人間らしく生きるとはどのようなことかを考え、日本国憲法が保障する社会権について理解している。(ノート等の記述内容・テスト)
5	<p>■国民の義務や公共の福祉について考え、人権を確保するための権利について理解しよう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権保障を確かなものに <p>□人権を確保するための権利が保障されているとともに、日本国憲法は、国民の義務や公共の福祉について定めている。</p>	人権保障を確かなものにするための権利について、国民の義務や公共の福祉にも触れながら理解させる。	◎			◎	これまで学んできた人権について興味・関心を深め、人権を確実に保障するための権利保障や国民の義務・公共の福祉について理解している。(ノート等の記述内容・テスト)

(6) 校内研究と本時との関連(論理的思考を促す具体的な方策)

(1) 学習課題設定の工夫

①学習者に関わるもの(判断) 判

・実社会における平等度を、理由を持たせた上で、自分の考える平等の位置を判断させる。

②社会科教材に関わるもの(課題)

・差別の現状を複数の資料から読み取り、現状を把握させるとともに、課題解決に向けた方策を考えさせる。

③指導方法に関わるもの(ゆさぶり) ゆ

・実社会では理想(憲法14条の「法の下での平等」が保障される)と現実(平等権が保障されず差別がある)のギャップがあることに触れ、本当の平等とは何か、課題意識を持たせる。

・現実(自分が判断する実社会における平等度)から理想(より平等な社会)に近づけるにはどうすれば良いか、課題意識を持たせる。

(2) 思考ツール等の活用(思考ツール・ICT) ツ

○思考ツール(＋シート・数直線チャート等)

・差別の現状を自分なりに、＋面と－面とに分類しながら整理させる。

・各自の平等に対する見方・考え方を数直線チャートに示して、明確化させる。

○実物投影機で、資料等をスクリーンに投影する。

・共通理解が必要な資料等について、全体で共有化を図る。

(7) 本時のねらい

平等について多面的・多角的に考え、本当の意味での平等とは何か、また、共生社会に向けて何が必要か、自分の意見をまとめることができる。(評価規準 思②・技③)

(8) 資料・教具・準備など

教科書(東京書籍)・資料集(とうほう)・ワークシート・ノート・デジタル教科書・ミニホワイトボード

【授業で使用したワークシート(B5サイズ)】

【生徒が記入したワークシート(B5サイズ)】

共生(ともに生きる)
3年社会科公民プリント

●平等権と共生社会②(巻P42~P45/P30~P33)【名前: _____】

○差別の現状

	+ (成果)	- (課題)
民族 国籍		

○今の社会はどれくらい平等? (●印)

[]

差別

社会は平等だ

○自分の意見～本当の意味での「平等」とは?～

共生(ともに生きる)
3年社会科公民プリント

●平等権と共生社会②(巻P42~P45/P30~P33)【名前: _____】

○差別の現状

	+ (成果)	- (課題)
民族 国籍	<ul style="list-style-type: none"> ・平等権がとれた ・人権保護の総合的な施策を行う ・AI文化振興、人を別定 ・文化交流を増やす 改善策 ・社会保障の見直し ← ・教育・報奨の役割を向上 ・共生社会をつくる ・日本人と同じ扱いにする ・法律改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的な偏見 ・人権侵害を被害 ・考慮がない ・就職で結婚と差別がある ・朝鮮学校を卒業しても日本では認められない ・差別による貧困化 ・アイヌ民族が滅亡する可能性 ・就職しても賃金が安い ・家族との生活別々

○今の社会はどれくらい平等? (●印)

[]

差別

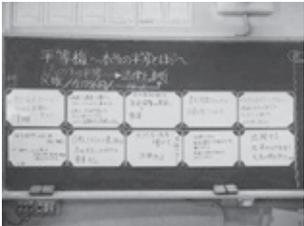
社会は平等だ

【理由】日本人としては、女性の社会進出が進んだり、人権教育などをあつて差別をなくしたりする動きが見られるが、一部の人は就職や結婚などで差別がとれているから。

○自分の意見～本当の意味での「平等」とは?～

憲法や法律の上で、社会復帰を推進させたり、考慮をくつたりするのは大切だと思ってるが、日本人一人一人の中に結婚や就職での差別をしたら、いじめたりすることなくなくなるように意識を変えていくことで平等になると思う。

(9) 本時の学習過程(第2時)

	学習内容・活動	○指導・◆評価・★論理的思考を促す具体的な方策 (判・ゆ・ツ)
導 入	<p>1. 本時のテーマと法の下での平等について確認する。</p> <p>2. 本時の課題を知る。</p>	<p>○本時のテーマが平等権であることと、前時に触れた法の下での平等について確認させる。その際、法の下での平等が法律上の差別を禁止したものであることに触れておく。</p> <p>☒★実社会では理想（憲法14条の「法の下での平等」が保障される）と現実（平等権が保障されず差別がある）のギャップがあることに触れる。</p> <p>○本時の課題が本当の意味での「平等」とは何かについて、自分の意見を持つことであると伝える。</p>
展 開	<p>3. 差別の現状を知る。 ・民族/在日外国人</p> <p>4. 民族/在日外国人差別の課題解決を図る。</p>  <p>5. 今の社会がどれくらい平等な社会か、数直線チャートで示す。</p> <p>6. 数直線チャートで印した自分の位置を黒板に示す。</p>  <p>7. 本当の意味での「平等」とは何か、自分の意見を述べる。</p>	<p>☒★思考ツール（ナースシート）を用いて、差別の現状を成果と課題に分類させる。→前時の宿題</p> <p>○ナースシートで分類した内容をグループ交流させる。</p>  <p>○民族/在日外国人差別の課題解決についてグループで話し合わせ、何が必要か考えさせる。考えた内容は、グループごとにミニホワイトボードに記入させ、黒板に掲示する。その際、自分にはない意見等は色ペンで追記させる。</p> <p>☒★思考ツール（数直線チャート）を用いて、今の社会の平等度を示させる。</p> <p>☒★自分の考える位置を理由も含めて判断させる。</p> <p>○自分の位置を明確化させ、理由を述べさせる。</p> <p>○各自が印した平等の位置をネームプレートで黒板に示させる。その際、数名の生徒に理由を述べさせる。</p> <p>☒★自分が示した位置を共生社会（より平等な社会）に近づけるにはどうすれば良いか、考えさせる。</p> <p>○本時の学習を踏まえて、より平等な社会である共生社会の実現に向けて何が必要かに触れながら、自分の意見をワークシートに述べさせる。</p> <p>◆[思考・判断・表現]規準②・③：ワークシート</p> 
ま と め	<p>8. 他者の意見を知る。</p>	<p>○他者の意見を知り、本当の意味で「平等」といえる共生社会について自分の意見を再認識させる。宿題として、教科書P46・47を読んでおくよう指示する。</p>

(10) 成果と課題

今回の授業は、平等権と共生社会をテーマとし、差別の現状として、「民族」・「在日外国人」の問題を教材として取りあげ、本校の研究テーマである「判断」に注目した授業展開と思考ツールとして「＋シート」や「数直線チャート」を活用した授業実践をすることができた。また、最終的に、本当の意味での平等を問うという形で自分の意見をまとめさせることができた。

授業展開では、「＋シート」で一（課題）として出てきた「民族」・「在日外国人」に対する差別の課題解決についてグループで話し合わせ、何が必要かを考えさせたところ、次のように意見が出てきた。

- ・社会保障を整え、共生社会をつくる。
- ・就職等に関して、海外部門での起用を進め、日本人と同じ社会保障を受けられるようにすべき。
- ・移民を適度に増やし、グローバル化を進める。
- ・日本人と在日外国人を同じ扱いにする。ただし、国籍的な問題は別とする。
- ・日本人一人ひとりの意識を高め、お互いの文化を尊重する。
- ・文化交流を増やす。
- ・社会保障の見直しと教育。
- ・意識を変える。
- ・法律を改正する。
- ・差別意識を持たせない授業を取り入れる。
- ・国会議員に在日外国人を取り入れる。
- ・多文化社会にする。
- ・報道の仕方を変える。
- ・交流の場を作る。

上記のように、生徒たちからは、法改正や社会システムの変革といった外的変化を求める意見と、文化交流や教育、意識改革といった内的変化を求める意見とが混在する形となった。

また、今の社会はどれくらい平等かという問いに対して、数直線チャート（憲法制定時を起点としてその延長線上には、より平等な社会である共生社会を位置づけた）に示させたところ、半数以上が中央よりやや憲法制定時寄りとなり、今の社会の現状を良しとしない立場が多いことがわかった。

次にその判断理由を示す。

【憲法制定時～中央付近に位置づけた生徒】

- ・当時に比べると平等になったけれど、憲法が制定されてから内容は変わっていないし、認識も変わっていないこともあるから。
- ・日本人としては、女性の社会進出が進んだり、人権教育などを通して差別をなくしたりする動きが見られているが、一部の人では就業や結婚などで差別

がされているから。

・憲法が制定された時よりは、グローバル化も進み、外国人への理解も深くなってきたが、まだ権利などが認められていないことも多いから。

・アイヌ文化振興法などの差別を見直す法律が憲法制定時と比べてできているが、就職などの差別があり、まだ不十分な所があるから。

【中央～共生社会付近に位置づけた生徒】

・課題がたくさんあるけど、それを見つけて直していきこうという動きがたくさんあるのも事実だから。

・憲法を制定したときに比べては、「アイヌ文化振興法」や「男女雇用機会均等法」、「男女共同参画社会基本法」などができて共生社会を認めようという動きができたから。

以上のように、本時のテーマである平等や共生社会について生徒個人が深く考え、社会の現状を一定判断することができた。ただ、判断の基準が主観的であったり、根拠にもとづかないものであったりと、客観性に乏しいものも見受けられたため、社会科学習がねらう平等な社会がどのような社会であるのか、全体における共通理解を図る必要があったと考える。また、数直線チャートにおいても憲法制定時からの経過を見る時間軸とする捉え方と憲法の理念をどう受け止め、法整備していくかという理念軸としての捉え方とが混在しており、判断基準を定めておく必要もあったと考える。

6. まとめ

これまでの実践で、言語活動の充実を図る方法については、思考ツールの活用等を通して試行錯誤するなか、一定の成果を残すことができた。また、本校の研究の目玉である「判断」についても議論を重ねるなかで、共通認識を図ることができた。これからは、それらを社会科でどう活かすかが問われていくであろう。とりわけ、社会科においては、公民的分野の目標に「事実を正確にとらえ、公正に判断する」とある。つまり社会科では「公正な判断」が求められているのである。では、公正な判断とは一体どのような判断なのか。本校の研究で重視してきた「判断」と社会科が目指す「判断」とが整合するのかがどうかについても想起する必要があると考える。

「判断」するためには、判断基準が必要である。しかしながら、その判断基準も主観的なものと客観的なものがある。また、判断をする際、何にこだわり、どこに拠り所を求めるかという価値判断についても同様であろう。さらに、「判断」には、形式的判断や実質的判断といった質の異なる判断もあると考えられ、まだまだ研究の余地を感じさせる。

今後も、社会科における社会的思考力・判断力・表現力を高める手立てを講じていきたい。